

Title	右丞相脱脱
Sub Title	Toktagha 脱脱, Yu Ch'eng-hsian 右丞相 of the Yuan 元 Dynasty
Author	高橋, 琢二(Takahashi, Takuji)
Publisher	三田史学会
Publication year	1967
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.40, No.2/3 (1967. 11) ,p.89(251)- 98(260)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	松本信廣先生古稀記念
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19671100-0093

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

右丞相脱脱

高橋琢二

はじめに

元の順帝朝の中葉、脱脱が前後二度合せて約九年間中書右丞相として政柄を秉つた。その間彼の關係した主な事柄を尋ねるのが本稿の試みである。蒙古人の人名表記は百衲本元史に依つた。史料中『庚申外史』は、その時代の人權衡が見聞によつて著した編年体の野史であるが、その性質上伝聞を交えている。本稿で此の書から採つた場合は本文中にそれと断つた。依拠史料名を毎節の末に掲げた。

—

脱脱、字は大用、蔑兒吉解氏で、その父馬札兒台は伯顔の弟である。脱脱は浦江の呉直方を師とし漢学の教養を身につけた。至順四年に権臣燕帖木兒が死去し、妥懽帖睦爾（順帝）が即位すると、伯顔が中書右丞相となる。至元元年六月中書左丞相であつた唐其勢（燕帖木兒の弟）が異心を蓄え、諸王晃帖木兒を援立せんとした事件があつて、伯顔が詔を奉じて唐其勢を誅してからは、伯顔独り国鈞を乗り、驕縦甚だしく、

擅爵人、赦死罪、任邪佞、殺無辜、諸衛精兵、收為己用、府庫錢帛、聽其出納（元史列伝脱脱）

という程であつた。帝積んで平かなる能わず、脱脱も伯顔の為すところを憂え、間に乘じて帝に家を忘れ国に徇ずる意を陳べた。帝密に脱脱と伯顔を外に出さんことを謀り、至元六年二月、伯顔の柳林に出獵せるに乘じ、詔を草して伯顔の罪状を数え、城に入るを許さず、河南行省左丞相とした。翌三月詔して恩州陽春県に徙して安置したが、伯顔は路に竜興路の客舎で死去した。『庚申外史』には薬を飲んで死んだとある。

伯顔罷黜の後、その弟の馬札児台が中書右丞相となつたが、幾もなくして疾をもつて辞し、その子脱脱が中書右丞相となつた。時に至元六年十月で、翌年正月朔日至正と改元。脱脱悉く伯顔の旧政を改め、中外翕然として賢相と称した。罷められていた科挙取士の制も復行せられた。

史料 元史 本紀 順帝 至順四年

元史 列伝 馬札児台

元史 本紀 順帝 至元六年

元史 列伝 脱脱

元史 本紀 順帝 至正元年

庚申外史 庚辰至元六年

元史 列伝 伯顔

二

至正二年正月に中書参議博囉特穆爾・都水傅佐が金口河を開くことを建言した。彼等の計画した新河は、全長百二十余里、深さ五丈、広さ二十丈、渾河の水を金口に於て取り入れ、大都麗正門外に導き、東流して、通州の南高麗莊に至つて御河に合するもので、海運を接引して大都城内に輸納せんとするものである。左丞相許有壬始め廷臣多くその不可なるを言つたが、右丞相脱脱従わず、至正二年正月群議を排して工を興し、四月功を畢つた。金口に閘を起し水を取り入れたが、水流湍勢急にして沙泥壅塞し、船行くを得ず、且つ開挑の際民の廬舎墳塋を毀ち、夫丁の死傷甚だ多く、又費用費らず、

卒に功を継げられなくなつた。かくて建言者博囉特穆爾・傳佐は御史の糾劾するところとなり、俱に誅に伏した。

なお『庚申外史』には、脱脱が、京師の人烟百万、薪芻の負担便ならず、今西山に煤炭（石炭）あり、若し都城池河を開き、上金口に受けて灌注し、舟楫を通じて往来すれば、西山の煤坐して城中に致すべしと、奏して工役を興したとある。即ち開河の目的に関する異説である。『新元史』脱脱伝は此の説を採つてゐる。なお開河の年月において諸史料間にずれがあるが、元史河渠志は本紀と一致し、且つ此の件の記載が最も精しい。今これによる。

史料 元史 志 河渠三 金口河

元史 列伝 脱脱

元史 列伝 許有壬

元史 本紀 順帝 至正二年

庚申外史 己卯至元五年

新元史 列伝 脱脱

三

至正三年三月詔して、遼・金・宋三史を修めしめた。中書平章政事鉄木児塔識・中書右丞太平・御史中丞張起巖・翰林学士歐陽玄・侍御史呂思誠・侍講学士揭傒斯が総裁官、右丞相脱脱が都総裁官として纂修が進められた。至正四年三月遼史が成つた。同年五月脱脱が右丞相を辞し阿魯図之に代るに及び、阿魯図が三史纂修の総裁となつた。同じ年十一月金史成り、至正五年十月宋史成り、これで三史纂修が完結した。三史別々に出来上るに随つて上進せられている。遼史が一百一十一卷、金史が一百三十五卷、宋史が四百九十六卷、合計七百四十二卷である。これが僅々二年七ヶ月で完成した。宋史は歴代正史のうちで最も巻数が多い。

史料 元史 本紀 順帝 至正三年

元史 本紀 順帝 至正五年

元史 列伝 脱脱

元史 列伝 阿魯図

右丞相脱脱

遼史 進遼史表

宋史 進宋史表

金史 進金史表

四

至正四年五月、脱脱が右丞相の職を辞したのは、病気で漸く羸れ、かつ術者が年月不利なりと言つたためである。至正七年伯別児怯不花が宿憾を以て脱脱の父馬札児台を譖した。帝、詔して馬札児台の官を免じ、彼を甘肅西寧州に安置した。脱脱、力請して俱に行つた。馬札児台また西域撒思の地に移されたが、河に至つて甘州に召還せられたので、脱脱その地に於て馬札児台を就養した。その年十一月馬札児台が、疾を以て死し、帝は脱脱の勲勞を念い、彼を京師に召還した。至正九年閏七月帝は再び脱脱を右丞相とした。

史料 元史 列伝 脱脱

元史 本紀 順帝 至正七年

元史 列伝 馬札児台

元史 本紀 順帝 至正九年

元史 本紀 順帝 至正四年

五

至正十年十一月、天下に詔して鈔法を改め、中統交鈔壹貫文を以て銅錢壹千文と權し、至元宝鈔貳貫と準ずることとした。仍つて至正通寶錢を鑄造し、至元宝鈔は故の如く通行、鈔錢並用することとした。これによつて鈔法を實せんとしたものである。この改革は吏部尚書樸哲馬・左司都事武棋等の建言に基く。帝は中書省・御史台・集賢・翰林の兩院の臣に命じて集議せしめた。集議に当り、国子祭酒呂思誠が強く反対した。その言うところは、呂思誠伝によれば

中統・至元、自有母子、上料為母、下料為子、譬之蒙古人以漢人子為後、皆人類也、尚終為漢人之子、豈有故

紙為レ父而立レ銅為レ子者ニ乎、

錢鈔用法、見為ニ一致、以レ虚換レ実也、今歴代錢・至正錢・中統鈔・至元鈔・交鈔、分為ニ五項、慮下民知レ之、蔵ニ其実ニ而棄ニ其虚ニ、恐不レ利ニ於国家ニ也、

脱脱悦ばず。終に鈔法を変じた。幾もなくして鈔竟に行なわれなくなつた。

史料 元史 本紀・順帝 至正十年

元史 列伝 呂思誠

元史 列伝 脱脱

六

至正四年五月、大雨二十余日、黄河の白茅隄が決し、五月金隄が決し、並河の郡邑濟寧・單州・虞城・碭山・金郷・魚台・豊沛・定陶・楚邱・武城・曹州・東明・鉅野・鄆城・嘉祥・汶上・任城等の処が水患に罹り、民の老弱は溺れ、壯者は四方に流離した。水勢、北安山を侵し、会通河に沿入し、濟南河間に延袤し、將に両漕司の塩場を壊たんとし、国計を妨ぐるに甚だ重かつた。朝廷之を患え、大臣を督して治河の方略を訪求した。至正九年冬脱脱が、復び右丞相となり、慨然として事功に志あり、論じて河決に及び、帝に躬らその事に任ぜんと請うて、帝の嘉納するところとなつた。それで廷臣を集めて群議した。人々の言うところまちまちであつたが、賈魯は必ず当に治すべしとした。魯は、是より先、山東道奉使宣撫首領官として、被水郡邑を循行し、具に修捍の成策を得、後又都水使者となり、旨を奉じて河上に詣り、相視驗状、二策を進献した。一議は北隄を修築して以て横潰を制するもので、費用は少なくてすむ。他の一議は、疏塞並に挙げ、河を挽いて東行せしめ、以て故道に復せしめるもので、その功費は甚大である。是に至つて復た此の二策を以て対えた。脱脱、その後策をよしとし、議定して帝に薦め、大いに帝の旨に称つた。かくて河決から五年と十一ヶ月を経た至正十一

年四月初四日、賈魯を工部尚書総治河防使と為し、汴梁・大名十三路の民十五万人、廬州等の戍十八翼の軍二万人を發して役に供し、是の月二十二日工を鳩め、七月疏河成り、八月河水を故河に決し、九月舟楫通行、十一月諸埽成り水土の工畢る。帝、翰林承旨歐陽玄に勅して平河碑を製せしめ、以て脱脱の勞績を旌し、賈魯の功を具に載せた。此の碑も碑文も今伝わらない。歐陽玄また後世治河に任ずる者の参考に供するため自ら「至正河防記」を作つた。その全文と思われるものが『元史』河渠志に収録せられている。同河渠志はまた元末天下の乱を以て、賈魯治河の役の致す所となすは、通論に非ずとして、次の如く言つている。

議者往往以為、天下之乱、皆由賈魯治河之役勞民動衆之所致、殊不知元之所以亡者、實基於上下因循、狃於晏安之習、紀綱廢弛、風俗偷薄、其致乱之階、非一朝一夕之故、所由来久矣、不此之察、乃独歸咎於是役、是徒以成敗論事、非通論也、設使賈魯不興是役、天下之乱、詎無從而起乎、

至正十一年五月劉福通が乱を為して潁州を陥れ、翌六月朱皐に拠り、攻めて羅山・真陽・確山を破り、遂に舞陽・葉県を犯した。八月には李二・老彭・趙君用が徐州を陥れ、また徐寿輝が兵を挙げている。九月劉福通は汝寧府及び息州・光州を陥れ、衆十万に至り、徐寿輝は蘄水県及び黄州路を陥れ、十月には蘄水を都となし、国を天完と号し、皇帝と称している。而して、黄河堤成り軍民役夫を散じたのは、その翌十一月であるから、治水工事が済んで多数の失業者が出る前に河南の賊勢はすでに猖獗であつたのである。

史料 元史 志 河渠三 黄河

元史 列伝 賈魯

元史 列伝 脱脱

元史 本紀 順帝 至正四年

元史 本紀 順帝 至正十一年

七

至正十一年九月脱脱奏して、その弟御史大夫也先帖木兒を知枢密院事とし、諸衛の兵十余万を將いて河南の沃寇を征せしめた。也先帖木兒上蔡に克ち、兵を沙河に駐しているうち、軍中夜驚き、也先帖木兒尽く軍資器械を棄て汴梁に奔り、散卒を収めて朱仙鎮に屯した。朝廷、也先帖木兒兵に習わざるを以て、別將を以て之に代らしめた。陝西行台監察御史十二人、也先帖木兒の喪師辱国の罪を劾した。脱脱怒つて陝西行台御史大夫多爾濟巴勒を湖広行省平章政事に遷し、その他の御史を皆各府添設判官に除した。是に由つて人皆敢えて事を言うなきに至つた。

至正十二年紅巾の芝麻李と号する者徐州に拠つた。脱脱請うて自ら之を討つた。先ず遂魯曾を淮南宣慰使と為して塩丁及び城邑の趨捷通二万人を募り、統ぶる所の兵と俱に發し、九月兵徐州城外に次す。脱脱奮戦して徐州を復し、芝麻李は遁去した。帝、中書平章政事普化等を遣し、軍中に即いて、脱脱に命じて太師と為し、前に依りて右丞相たらしめ、朝に還らしめた。徐州を改めて武安州と為し、「平徐勲德碑」を立てて脱脱の績を著した。

史料 元史 本紀 順帝 至正十一年

元史 本紀 順帝 至正十二年

元史 列伝 脱脱

歐陽文公圭齋集 卷一三 命相出師詔

八

至正十三年、脱脱、左丞烏克孫良楨・右丞悟良哈台の議を用い、京畿に屯田した。即ち二人を以て大司農を兼ねしめ、脱脱大司農事を領し、西は西山に至り、東は遷民鎮に至り、南は保定・河間に至り、北は檀順州に至る間の官地・屯田に水利を引き法を立てて佃種した。農夫を召募し、江浙淮東から水田耕種及び困堰の修築を能くするものを召募して農師と

して、民に播種を教えた。是の歳大いに稔つた。

史料 元史 本紀 順帝 至正十三年

元史 列伝 脱脱

九

至正十三年張士誠乱を為し、その五月高郵を取つて之に拠つた。彼は自ら誠王と称し、国号を設けて「大周」と曰い、「天祐」と建元した。至正十四年九月脱脱に詔して、太師右丞相を以て、諸王諸省の軍を総制し、高郵に出征せしめた。高麗・西域・西番皆兵を発し来り助け、旌旗千里を累ね、金鼓野に震い、出師の盛、之に過ぐるもの未だなきほどであった。十一月高郵に至り、連戦皆捷ち、兵を分遣して六合を平げ、賊勢大いに蹙つたが、俄かに詔有り、詔は、脱脱、師を老いしめ、財を費し、已に三月を逾ゆ。寇盜を坐視して恬として意と為さずとなし、脱脱の官爵を削り淮安路に安置を命じ、弟也先帖木児を寧夏路に安置し、河南行省平章政事秦不花を本省左丞相と為し、中書平章政事月闊察児に大尉を加え集賢大学士雪雪を知枢密院事と為し、脱脱に代つて、兵を総べしむるものであつた。十二月詔軍中に至つた。脱脱、詔を聴いて頓首謝して曰う。「臣、至愚、天子の寵靈を荷い、委ぬるに軍国の重事を以てせらる。蚤夜戦兢、勝つ能わざるを懼る。一旦此の重負を積かる。上恩の及ぶ所深し矣」と。張士誠、間に乘じて元兵を破り、その兵勢再び振つた。

史料 明史 列伝 張士誠

元史 列伝 脱脱

元史 本紀 順帝 至正十三年

高麗史 世家 恭愍王甲午三年

元史 本紀 順帝 至正十四年

高麗史節要 恭愍王甲午三年

歐陽文公圭齋集 卷一三 再命出師詔

高麗史 列伝 柳濯

高麗史 列伝 蔡河中

さて脱脱が何故にかく兵柄を解かれたかであるが、これについて『元史』脱脱伝に見えるところは次の如くである。始め脱脱の西行するや、別児怯不花之を死に陥れんと欲したが、哈麻屢帝に言いて、近地に召還した。脱脱深く之を徳とし彼を引いて中書右丞とした。是の時脱脱汝中柏を信用した。中柏は、左司郎中の参議・中書省の平章以下の議事に際し、敢えて異を言い立てなかつたが、哈麻のみはこれをなした。汝中柏、因つて之を譖した。脱脱、哈麻を宣政院使とした。位第三に居つた。哈麻深く之を銜んだ。哈麻嘗つて脱脱と皇太子冊宝礼を議したが、その時、脱脱が毎に中宮子有り、將に之を何くに寘かんとするかと言つた。脱脱の將に師を出さんとするや、中柏は哈麻が必ず後患を為すであろうとみて、之を遠ざけようとしたが、脱脱は、猶予して未だ決せず、弟の也先帖木兒と謀つた。也先帖木兒は哈麻が己に功があつたので、此の意見に従わなかつた。哈麻、之を知り、遂に皇太子及び皇后奇氏に譖した。会ま也先帖木兒が疾ありて家居した。その時監察御史袁賽因不花等が、哈麻の風旨を受け、上章して之を劾した。

史料 元史 列伝 脱脱

一一

脱脱は淮安路に安置を命ぜられたが、間もなく詔ありて亦集乃路に移置せられた。至正十五年三月台臣猶ほ譴輕しとして脱脱兄弟の罪を列疏した。それで、詔して、脱脱を雲南大理宣慰司鎮西路に、弟也先帖木兒を四川碉門に流し、脱脱の長子哈刺章を肅州に、次子三宝奴を蘭州に安置した。

脱脱は大理に至つた。同年十二月、哈麻、詔を矯め、使を遣して彼を鳩殺した。年四十二。その人物について『元史』脱

脱伝は曰う、「脱脱、儀状雄偉、碩然として千百人中に出ず。而して器宏く、識遠く、其の蘊測る莫し。功を社稷に施して伐らず、位人臣を極めて驕らず、貨財を軽んじ、声色を遠ざけ、賢を好み、士を礼す。皆天性に出ず。事君の際、始終臣節を失わず、古の有道の大臣と雖も何を何つてか之に過ぎん。惟だ羣小に惑い私讎を復するに急なるは、君子焉を譏る。」と。

至正二十二年監察御史張中等上章してその冤を雪ぐ。是に於て脱脱の官爵を復し、并にその産を給復し、哈刺章・三宝奴を召して朝に還らしめた。是の時、也先帖木兒已に死んでいた。

史料 元史 列伝 脱脱

元史 本紀 順帝 至正十五年